

労働保険事務組合

エンジェル会だより

会 長 森戸 常雅
 社会保険労務士 西川 純子
 社会保険労務士 小田 知輝

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番8号

ホームページ : <http://www.m-cg.co.jp>

9月の事務カレンダー

- 10日** ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
 ○雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】
- 30日** ○法人税の申告と納税（7月決算法人及び1月決算法人の中間申告）【税務署】
 ○健保・厚生年金保険料の納付【郵便局または銀行】

広島県最低賃金が1,020円（時間額）に ～広島地方最低賃金審議会が答申～

広島地方最低賃金審議会は、令和6年8月5日、広島労働局長に対して「広島県最低賃金を『時間額1,020円』に改正することが適当である。」旨を答申しました。

これは、現行の広島県最低賃金（970円）を50円引き上げるもので、6月28日に開催された広島地方最低賃金審議会での広島労働局長からの諮問を受け、審議を重ねて答申されたものです。審議では、7月25日に中央最低賃金審議会から示された目安額（広島県の場合は50円）を参考にしつつ、労働者の生計費及び賃金並びに事業の賃金支払い能力や県内の雇用情勢等を踏まえて、取りまとめ答申されました。

効力発生日につきましては、令和6年10月1日となる予定です。

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度引上げ額・引上げ率】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間額	871円	899円	930円	970円	1,020円 [※]
引上げ額	0円	28円	31円	40円	50円
引上げ率	0%	3.21%	3.45%	4.30%	5.15%

※8月30日に公示されました。

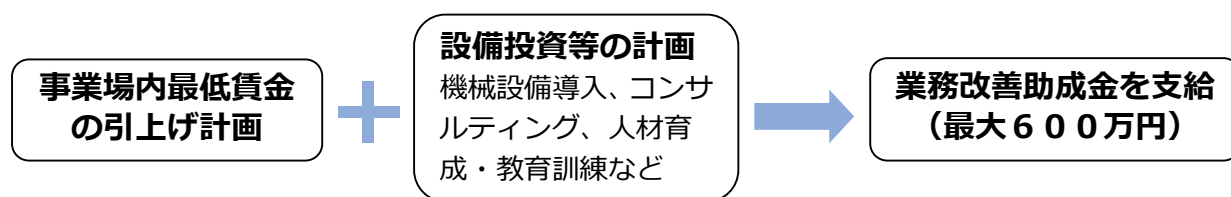
助成金のご紹介

令和6年度 業務改善助成金

今月号では、賃上げに活用できる助成金の一つとして**業務改善助成金**をご紹介します。

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、**事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資にかかった費用の一部を助成する制度**です。



※事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象となる設備投資等

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する**設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額**と**助成上限額**とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

※助成率・助成上限額につきましては、次ページにてご確認ください。

助成率

事業場内最低賃金	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5
950円以上	3/4（※生産性要件を満たす場合 4/5）

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	(120万円)	(130万円)
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	(180万円)	(180万円)
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	(300万円)	(300万円)
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	(600万円)	(600万円)

※10人以上の上限額区分は、賃金要件・物価高騰等要件を満たす特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。

賃金引き上げに当たっての注意点

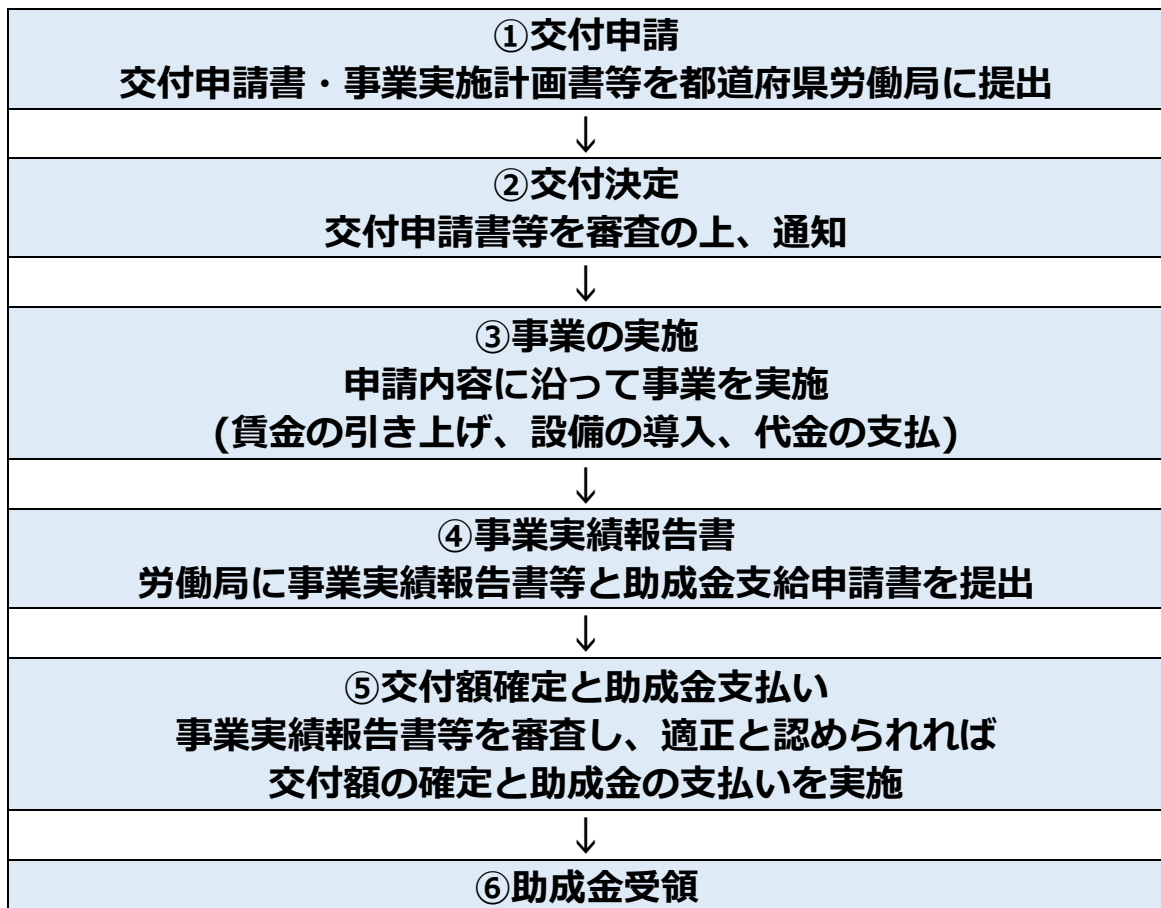
地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発行日の前日**までに引き上げていただく必要があります。また、引き上げ後の事業場内最低賃金を就業規則等に定めていただく必要があります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(970円→1,020円)が発行される場合

9月30日までに事業場内最低賃金を970円から1,020円に引き上げ
→「支給対象(45円コース)」

10月1日に事業場内最低賃金を970円から1,060円に引き上げ
→「対象外」

助成金支給の流れ



ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。